

〔落穂集追加〕傳奏屋敷始の事

一問曰、傳奏屋敷并御評定の義は、何頃より初りたる義と聞被及候哉、答曰我等承り及候義は、慶長五年、關がはら御一戰前に、公家衆參向と申は無之、天下御統一の後、傳奏の參向、毎年の義に有之を以、公家衆御馳走の屋敷と申て、新に御普請出來、傳奏屋敷と申也、夫迄の義は、御老中方の宅に於て、諸役人中式日の寄合等も有之なれ共、幸傳奏屋敷常に御用にも無之、明て有之事なれば、重疊御寄合所と有之義にて、御老中方自分々の宅の寄合と申は相止み式日に至り、朝夕の御賄の義は下奉行に被仰付、外の義は手支無之なれ共、御老中方を初め、其外歴々の前へ罷出給仕を致す者に手遣ひ、如何いたしたる者なりと有る所に、板倉四郎右衛門殿被申るゝは、給仕人の義は茨原町役に掛け、番人なり共總女共を出させ可然との義に付、茨原町の役掛り成り、傳奏屋敷前迄船に乗せ召連れ参り候節、船の上には笞をいをいたし、幕簾を掛候を初めと仕り、外々にて屋形船と申初むる由。略 中

一問曰、尤其時代○慶の義は、諸事に付御手輕き事共と相聞けれ共、御老中方を初め、何も御立合、御評定所へ霞原町の傾城ふせいの者を徘徊有之事、何共承知致さぬ事也、虛説などにて無之哉、答曰手前抔も寛永年中出生の者なれば、時代も違、慥に可知様も無之候、去ながら左様成る義も、可有之と存る子細は、文祿年中、上方に於て大地震のゆりたる義有之、京都大佛の像などもゆり崩し、權現様の聚樂の御屋形も大破に及び、御家人衆中も押に打れ死る衆抔も有之由、其節伏見小幡山城中に於て築地の所に立たる奥向の御屋形を震崩し、中居以下の女中五百人計りも相果候に付、老女中太閤の前に於て、今度の地震にあまたの下女共押にうたれ相果候に付、俄に其代りを召抱へよとある義を、秀吉公聞たまひて御申には、いかに下女ふせいの者なれ共、あまたの人を召寄る事は、成り兼可申候と、玄以法印に申談じ、六條島原町の傾城共を召寄召使其内代